

人材紹介契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と FANTAS technology 株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙から甲への人材紹介サービスに関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（活動事項）

第1条 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。但し、取扱職種は、全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く。）、取り扱い地域は日本国内とする。

- (1) 甲が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うにあたっての相談、助言

（人材の紹介）

第2条 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

（採用選考）

- 第3条 甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という。）を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。
2. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定したことを確認する書面を交付する。

（個人情報の取扱い）

- 第4条 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供する。但し、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報（氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述又は個人別に付された番号・記号その他符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を特定できるものを含む。）を厳重に管理し、一切、開示又は他人（乙と業務提携関係にある人材紹介会社は除く。）に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
4. 本条は、本契約の有効期間中のみならず、本契約が解約・解除・終了した後も継続して適用されるものとする。

（直接取引の禁止）

第5条 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後においても、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

（応募者の併願）

第6条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

(苦情処理)

第7条 甲又は応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(紹介料金等)

第8条 甲は、第1条第1項第1号により乙が紹介した応募者と雇用契約又は業務委託契約その他これに準ずる契約を締結し、かつ甲において勤務を開始した場合（以下、この場合の応募者を「採用者」という。）、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。

2. 甲が乙に支払う紹介料金は、応募者の理論年収額の35%相当額（税別）とする。但し、算出された紹介料金が100万円を下回る場合は、甲が乙に支払う紹介料金は一律100万円（税別）とする。

なお、「理論年収額」とは、以下の式で計算された額を適用するものとする。

月額報酬額×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

※1 甲と応募者で雇用契約を締結する場合、月額報酬額は、「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当などその他諸手当」で算出し、通勤手当及び超過勤務手当（残業手当）等変動する手当は含まれないものとする。

※2 割増賃金が固定で支払われる場合は、月額報酬額に含まれるものとする。

※3 年俸制を採用する場合は年俸額を理論年収額とする。

3. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合又は甲の就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により退職した場合、入社日から最終出勤日までの期間に応じて、返金を行うものとする。返金額の算定基準は別紙に記載のとおりとする。
4. 甲が前項の返金を求める際には、採用者の最終出勤日の翌日から起算して20日以内に、乙所定の退職連絡書を、採用者の最終出勤日が確認できる書面（写しでも可とする。）とともに乙所定の方法により提出するものとする。甲の責により、同期限内に乙に退職連絡書が到着しなかった場合は、前項にかかわらず乙は甲に紹介料金を返金しない。
5. 第3項の返金は、甲が乙へ当該採用者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込みにより行い、振込手数料は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。
6. 第1条第1項第2号のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

(紹介料金の報告及び支払方法)

第9条 甲は、前条第1項の紹介料金支払対象となる採用者数を集計し、すみやかに乙に報告する。

2. 乙は、前項の報告を月次で取りまとめ、甲に請求書を発行し、甲は、請求書受領日から10日以内に紹介料金を乙の指定する銀行口座に振込む。なお、振込手数料は甲の負担とする。

紹介料金振込先

りそな銀行 渋谷支店 普通口座

口座番号：3504770

口座名義：FANTAS technology 株式会社(ファンステクノロジーカブシキアイシャ)

(入社後の損害賠償)

第 10 条 採用者が、入社日以後、その業務に関し、甲及び第三者に対して発生させた如何なる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

(求人条件等の情報開示・公開)

第 11 条 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が求職者を募集するために乙が運営又は利用するインターネット Web サイト等において開示・公開することに同意するものとする。

2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

(守秘義務)

第 12 条 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。

- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
- (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
- (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受領したもの
- (4) 受領者が独自に開発したもの

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 本契約において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等
 - (3) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1) 自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者もしくは従業員等（以下「役員等」という。）が反社会的勢力でないこと
 - (2) 自ら又はその役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
 - (3) 自ら又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等、暴力的行為詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと

3. 甲及び乙は、相手方が第1項の各号に該当し、もしくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、何らの催告なしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
4. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(解除)

第14条 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つでも生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を解除することができる。甲は、次の各号の一にでも該当する事由があるときは、乙に対して負担するすべての債務について当然に期限の利益を喪失し、乙に対し直ちに一括して債務の弁済をしなければならない。

- (1) 本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後14日以内に当該違反の是正をしない場合、又は当該違反に基づく損害の賠償に対する意思表示をしない場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え又は競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、又は事業の重要な部分を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁より営業停止又は取消等の処分を受けたとき
 - (8) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項の解除は、将来に向かって効力を有するものとし、乙は、理由の如何を問わず解除の時点において受領済みの報酬を返還する義務を負わない。

(有効期間)

第15条 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかから解約の通知がない限り、引き続き同期間、同内容にて自動更新し、以後も同様とする。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合には、信義則及び関係法令に基づき、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約成立の証として、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印又は電子署名のうえ、各自保管する。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都渋谷区恵比寿 4-3-8 KDX 恵比寿ビル 5F
FANTAS technology 株式会社
代表取締役 國師 康平

別紙

■返金率（第 8 条第 3 項関係）

期 間	30 日以内	31 日以上 60 日以内	61 日以上 90 日以内
返金率	80%	50%	10%